

地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームかりゆしの郷 管理運営規程

第1条（目的）

株式会社ぼやーじゅが開設する有料老人ホームかりゆしの郷（以下「事業所」という。）が行う地域密着型特定施設入居者生活介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

- （1） 名 称 有料老人ホームかりゆしの郷
- （2） 所在地 鳥取市湖山町南五丁目177番地1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

- （1） 管理者 1名
事業所の職員管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 従業者
生活相談員 1名以上
介護職員 10名以上
看護職員 1名以上
- （3） 機能訓練指導員 1名以上
- （4） 計画作成担当者 1名以上

第5条（業務の委託）

事業所における一部の業務は、入居者の処遇の向上につながるよう十分配慮し、必要に応じて第三者に委託するものとする。

第6条（入所定員及び居室数）

- （1） 定 員 28名
- （2） 居室数 28室

第7条（地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等）

地域密着型特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- （１） 入浴（週２回）、排せつ、食事等介護及び日常生活の世話
- （２） 日常生活動作の機能訓練（週２回）
- （３） 療養上の世話
- （４） 健康チェック

2 家賃・食費・管理共益費等（税別）

- （１） 家賃 月額３５，０００円

（家賃及び管理共益費は、入居月・退去月ともに日割り計算とする。入居契約後、入居可能日以降に入居していない場合及び入院等の長期不在の場合は、家賃、管理共益費を徴収する。）

- （２） 食費 日額１，４５０円

（欠食する場合は、二日前までに申し出があればその分を減額することとする。但し、入院等致し方ない場合による欠食は、申し出があればその分を減額することとする）

- （３） 管理・共益費 月額３１，０００円
- （４） 洗濯代（希望者のみ） 月額３，６００円
- （５） リネン 月額１，６８０円～（月の日数による）
- （６） おやつ代 日額４０円
- （７） おむつ代は、実費を徴収する。

- （８） 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- （９） 通院等外出の援助は、３０分７５０円を徴収する。（協力医療機関への通院は除く）
- （１０） 費用及び使用料の支払いについては、毎月月末締めとし、入居者宛てに費用項目を添付し翌月２０日までに当月分の料金を請求する。（原則として銀行振り込み若しくは事業所が指定する銀行引き落としにより毎月末日までに支払うこととする。）
- （１１） 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに関する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

3 体験入居について（税別）

- （１） 空室がある場合のみ、利用可能とする。
- （２） 体験入居は、１日から３日間までとする。
- （３） 費用 日額８，８５０円（内訳：家賃 日額１，２００円、管理共益費 日額１，０００円、食費 日額１，４５０円（提供した食事のみ）、リネン 日額６０円、洗濯 日額１００円（希望者のみ）、おやつ代 日額４０円、介護サービス費 ５，０００円）
- （４） 第２項に定める（７）～（１１）に準ずる。

第8条（外出及び外泊又は面会）

入居者は、外出又は外泊しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設に届け出て許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更する時は、事前にその旨を申し出なければならない。
- 3 入居者に面会をしようとする者は、予定日時等を施設に届け出て施設の確認を得て面会しなければならない。

第9条（共用施設及び供用設備の利用）

入居者は共用施設及び供用設備（以下「共用施設等」という）を利用することができるものとする。

第10条（居室及び共有施設等の維持・修繕・補修）

事業所は居室及び共用施設等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、事業所の費用をもって修繕・補修を行うが、入居者等は事業所が行う維持・修繕・補修に協力するものとする。ただし、入居者等の故意又は過失或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの修繕・補修に要する費用は入居者の負担とする。

- 2 また、原則として居室の造作・模様替え等に関しては禁止する。

第11条（緊急時等における対応方法）

従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医等への連絡が困難な場合には、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

第12条（非常災害対策）

事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年に2回定期的に避難・救出等の訓練を行う。

第13条（衛生管理等）

入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

- 2 食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つ。

- 3 管理者は、職員に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

- 4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備する。

- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条（苦情処理）

事業所のサービスに関する入居者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び施設内に掲示する等により入居者及びその家族に周知する。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

第15条（情報の公表）

施設は、その実施する事業の内容について、介護サービス情報公表システムにおいて公表する。

- 2 前項に定める内容は、介護保険法その他の関係法令により定める事項及び施設が提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の入居及び入居申込に資するものとし、入居者及びその家族（過去に入居者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）に掛かる内容は、これに該当しない。

第16条（個人情報の保護）

事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

第17条（地域との連携等）

事業所は、運営するにあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たって、入居者又は入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、2ヶ月に1回運営推進会議に対し、サービス等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し保存するとともに、当該記録を公表する。

第18条（緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き）

事業所は、サービスの運営に当たっては、身体拘束等を行わない。ただし、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束等を行うことができるものとする。

- 2 緊急やむを得ない場合の判断については、施設長を含む複数の介護従事者が判断し、入居者や家族に対して、身体拘束についての内容、目的について事前に説明を行い、理解を得られるよう努める。
- 3 事業所は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。また、事業所全体及び家族等関係者の間で情報を共有する。
- 4 事業所は、身体拘束を行っている間は、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

第19条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第20条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条（施設の利用に当たっての留意事項）

従業者は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 共用施設等は他の迷惑にならないよう利用する。

第22条（その他運営についての留意事項）

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を確保することとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ぼやーじゅと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

令和４年８月１日より施行

令和４年１０月１日より施行

令和５年４月１日より施行

令和６年４月１日より施行